公　　告

公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和８年８月１７日

草津市長　橋　川　　渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市水保町1226番地22 山花　克俊	草津市長束町字大蔵173番11	231.74㎡	R8.8.17	1947

（令和８年８月１７日掲示済み）

公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和８年８月１７日

草津市長　橋　川　　渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市木川町526番地 馬場　良和	草津市木川町字上野1085番　外3筆	1,052.38㎡	R8.8.17	1948

（令和８年８月１７日掲示済み）

公　告

草津市学校給食センター厨房機器更新工事に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和８年８月１７日

草津市長　橋　川　　渉

記

１　実施概要

⑴　工事名

草津市学校給食センター厨房機器更新工事

⑵　発注方式

厨房機器の設計・施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

⑶　契約方式

本工事は、提案者より提案を受けた上で評価を行い、工事受注候補者を決定する。契約は、工事受注候補者と市が指定する契約書により随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２）を行う。

⑷　工事概要

厨房機器の設計・製作・設置・施工　　一式

⑸　設置予定施設等

厨房機器

⑹　工期

契約締結日から令和１２年８月３１日までの夏季

休業期間中
（実工事日数：約１００日間　※調理等委託業者作業期間と土日祝除く。）

⑺　施工場所
草津市北山田町３５０（草津市学校給食センター内）

⑻　契約上限額
１，１９８，０６８，０００円（消費税および地方消費税を含む。）
※　⑷に係る設計・製作・設置・施工等の全てを含む。
※　提案見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

２　参加資格

⑴　本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③　次のいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められること。

イ　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ　役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成１４年６月１日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成１０年４月１日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑤　草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。

⑥　草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成１３年草津市告示第１８９号）に基づき、令和８年度において給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されている者であること。

⑦　平成２８年度以降に、５，０００食以上の調理能力を有する学校給食調理場の厨房機器を設置した実績を有すること。

⑧　仕様書記載の工事経験を有した者を本工事に従事させることができること。

⑵　プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第１項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

３　実施要領等の配布場所
市ホームページからのダウンロードによる配布。
http://www.city.kusatsu.shiga.jp/

４　問合せ先
草津市教育委員会　学校給食センター　担当：髙木
〒５２５－００６１　滋賀県草津市北山田町３５０
ＴＥＬ：０７７－５６３－４３８０
ＦＡＸ：０７７－５６７－１０５６
メールアドレス：school-lunch@city.kusatsu.lg.jp

（令和８年８月１７日掲示済み）

公　告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和８年８月２０日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属

する事務の処理の特例に関する条例（平成１８年滋賀県条例第７１号）第２条の規定に基づき、認可公告する。

令和８年８月３１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

１　縦覧の書類　農用地利用集積等促進計画
２　縦覧の期間　令和８年８月３１日から
令和８年９月３０日まで
３　縦覧の場所　草津市環境経済部農林水産課

（令和８年８月３１日掲示済み）

公　告

令和８年度草津市教育委員候補者の公募について

令和８年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

１　目的

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要となっており、草津市教育振興基本計画（第４期）の基本理念である「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の４つの基本方向のもと、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成観念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

２　教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

○　教育委員会は、教育長および４人の委員をもって組織する。（法第３条）
○　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第４条第２項）
○　委員の定数に１を加えた数の２分の１以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第４条第４項）
○　委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第４条第５項）
○　委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第４条第５項）
○　委員の任期は４年とする。（法第５条）
○　議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第６条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の５第６項））

３　教育委員の主な職務

⑴　定例（月1回）および臨時（年２～３回程度）の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
⑵　教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
⑶　学校等施設の視察による現状把握
⑷　入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

４　応募の方法等

⑴　募集人員　　教育委員会委員候補者　１人
⑵　任　　期　　令和８年１２月２５日から令和１２年１２月２４日まで
⑶　応募資格　　応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者
ア　令和８年９月１日現在において、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第１１条の２（被選挙権を有しない者）にあたらないこと。（日本国民で、年齢が満２５歳以上であること。）
イ　人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。
ウ　次のいずれにも該当しない者であること。
○　破産者で復権を得ない者
○　拘禁刑以上の刑に処せられた者
⑷　応募期限
令和８年９月３０日（水）まで（郵送の場合は当

日消印有効）

⑸　応募申込書の請求

ア　草津市役所総合政策部職員課（７階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前９時００分から午後４時４５分まで、職員課において配付します。

イ　草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ　郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型２号封筒「３３×２４ｃｍ」に１４０円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

⑹　応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の２点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

・別紙　応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第４期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

トップページ/市政情報/計画/人権／男女共同参画／学校教育／生涯学習・スポーツ／歴史・文化/草津市教育振興基本計画（第４期）

・課題論文【こどもまんなかの学校づくりを推進する上での、児童生徒および教職員それぞれの役割と関係性について】

１,５００字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（ＣＤ等）も添付ください。

５　選考方法

⑴　第一次選考　　応募申込書および課題論文による書類選考

⑵　第二次選考　　個別面接による選考

６　選考結果の発表

⑴　第一次選考結果発表　　募集締切後、１ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。

⑵　第二次選考結果発表　　第二次選考の後、１ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

７　教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和３１年草津市条例第２０号）に基づく報酬等が支給されます。

８　その他の留意事項

⑴　第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。

⑵　選考審査の結果、委員として適当と認められる者がない場合は、委員候補を決定しないこともあります。

⑶　提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。

⑷　応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。

⑸　教育委員に任命された場合、課題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

（令和８年９月１日掲示済み）

公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和８年９月１日

草津市長職務代理者
草津市副市長　辻　川　明　宏

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市都島区毛馬町2丁目3番8-1405号 橋本　亘司	草津市志那中町字西五反田476番4　外2筆	499.17㎡	R8.9.1	1949

（令和８年９月１日掲示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第１５号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和８年９月１日

草津市教育委員会
教育長　藤　田　雅　也

１　期　　日　　令和８年９月１７日（木）　午後２時００分
２　場　　所　　市役所６階　教育委員会室

（令和８年９月１日掲示済み）

選挙管理委員会告示

草選委告示第２９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項および第７５条第１項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）第４条第１項および第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数、同法第４条第１１項および第５条第１５項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、令和８年９月１日現在において、次のとおりである。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

５０分の１の数　　２，２８１人
６分の１の数　　１９，００９人
３分の１の数　　３８，０１７人

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３０号

任期満了前に草津市長から退職の申立てがあったことによる草津市長選挙は、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３４条第１項の規定により、次のとおり行う。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

選挙の期日　　令和８年１０月１８日
告　示　日　　令和８年１０月１１日

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３１号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における選挙人名簿の登録日および被登録資格決定の基準日を公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第３項の規定により、次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

選挙人名簿の登録日　　令和８年１０月１０日
被登録資格の決定基準日　　令和８年１０月１０日（住所要件）
令和８年１０月１８日（年齢要件）

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３２号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

投票用紙の様式　　別紙のとおり

投票用紙の様式
片　面　印　刷

令和八年執行
草津市長選挙投票

○　注　意

一　候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

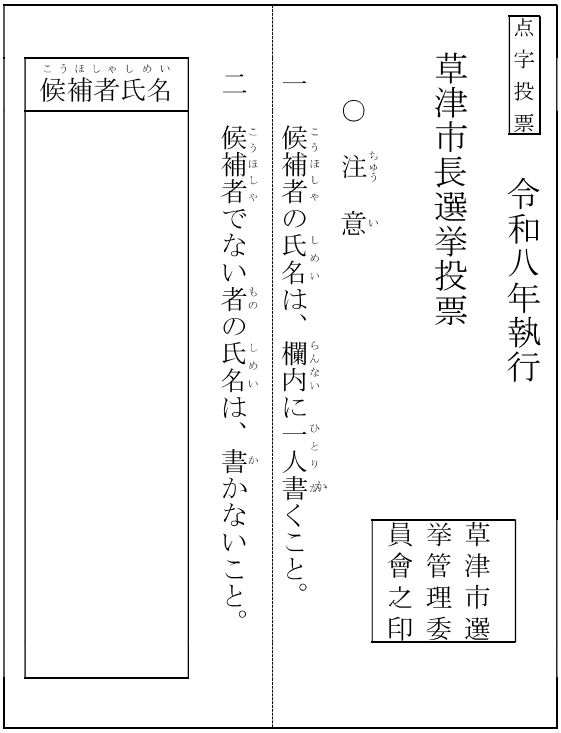
二　候補者でない者の氏名は、書かないこと。

草津市選挙管理委員会之印

候補者氏名

備考　１　用紙の規格は、縦１２．８センチメートル、横８センチメートルで、紙質は、テラック投票用紙ＢＰコート１１０同等品とする。
２　用紙の色は、うぐいす色で、文字はすべて黒色インクで印刷する。
３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
４　納品形態は、１００枚単位で色紙で仕切り、１，０００枚単位でビニール梱包すること。
５　枚数は、１２０，０００枚とする。
６　候補者氏名記入欄の罫線は、全て０．５ｍｍ以上とすること。

点字投票用紙の様式
片　面　印　刷



備考　１　用紙の規格は、縦１２．８センチメートル、横８センチメートルで、紙質は、上質紙１３５キログラムとする。
２　用紙の色は、うぐいす色で、文字はすべて黒色インクで印刷する。
３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
４　納品形態は、５０枚単位で色紙で仕切り、ビニール梱包すること。
５　枚数は、２００枚とする。
６　候補者氏名記入欄の罫線は、全て０．５ｍｍ以上とすること。

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３３号

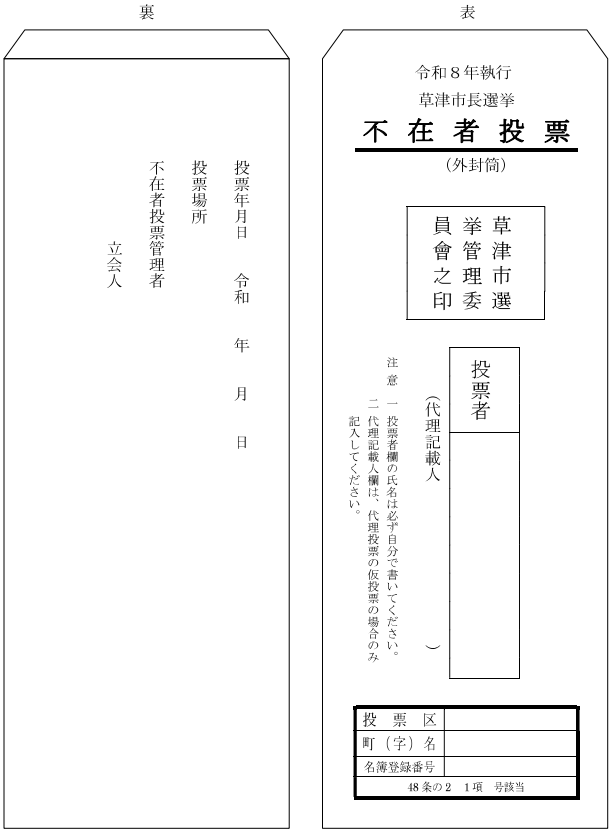
令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙において用いる不在者投票用封筒の様式を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

不在者投票用封筒の様式　　別紙のとおり

不在者投票用封筒の様式



備考　１　封筒の規格は、縦１７センチメートル、横９センチメートルとする。
２　封筒の色は、うぐいす色で、黒色で印刷する。
３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
４　のりつき（アドヘア）

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３４号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙において用いる郵便等による不在者投票用封筒の様式を次のとおり定める。

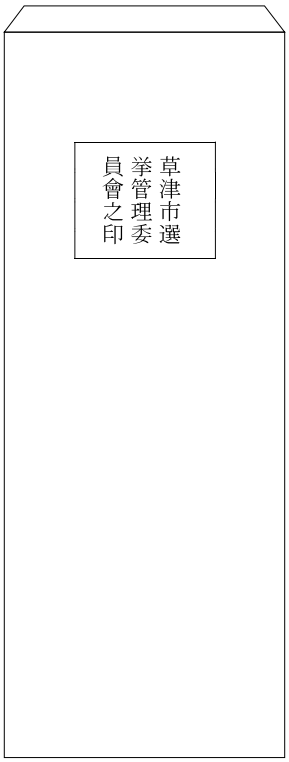
令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

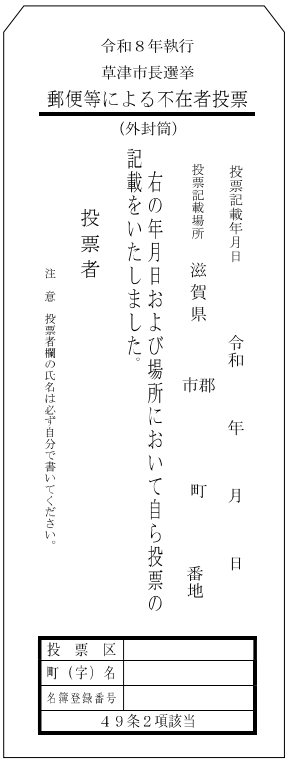
不在者投票用封筒の様式　　別紙のとおり

郵便等による不在者投票用封筒の様式

裏



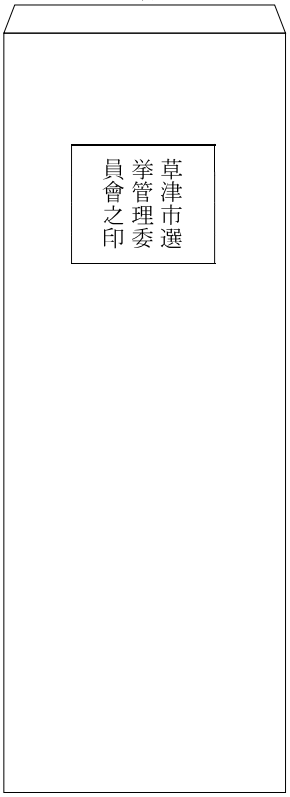
表



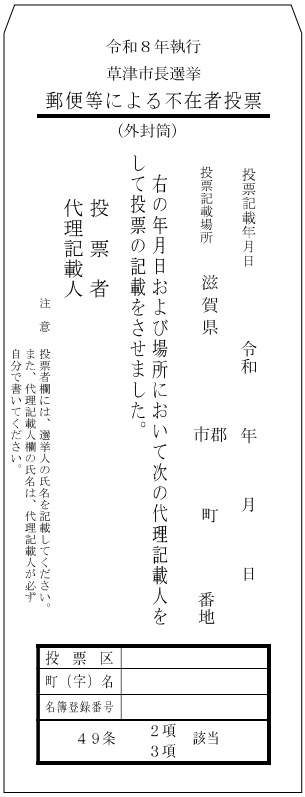
備考　１　封筒の規格は、縦１７センチメートル、横９センチメートルとする。
　　２　封筒の色は、うぐいす色で、黒色で印刷する。
　　３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
　　４　のりつき（アドヘア）

郵便等による不在者投票用封筒（代理記載人用）の様式

裏



表



備考　１　封筒の規格は、縦１７センチメートル、横９センチメートルとする。
　　２　封筒の色は、うぐいす色で、黒色で印刷する。
　　３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
　　４　のりつき（アドヘア）

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３５号

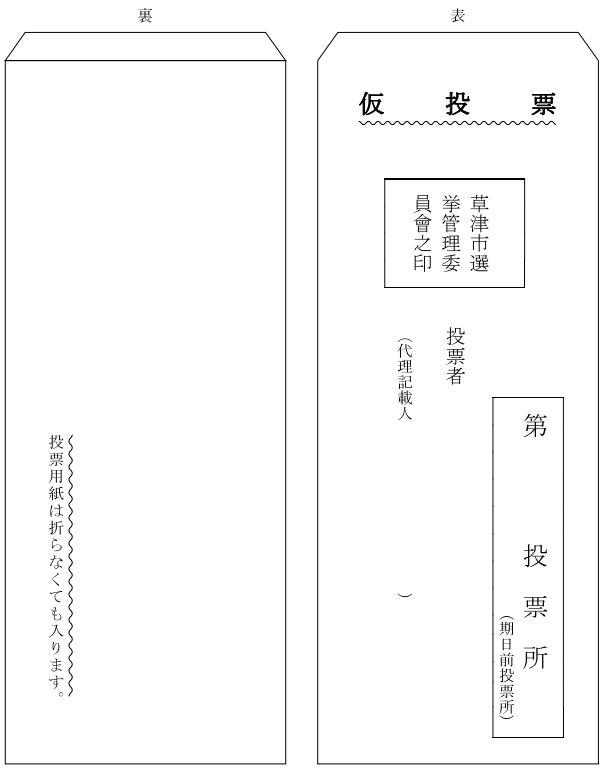
令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙において用いる仮投票用封筒の様式を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

仮投票用封筒の様式　　別紙のとおり

仮投票用封筒の様式



備考　１　封筒の規格は、縦１７センチメートル、横９センチメートルとする。
　　２　封筒の色は、うぐいす色で、黒色で印刷する。
　　３　選挙管理委員会印は、黒色インクで刷込みとする。
　　４　のりつき（アドヘア）

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３６号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

交付場所　　草津市草津三丁目１３番３０号
草津市役所２階　特大会議室

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３７号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第５３条第１項および第５９条の４第４項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日
当該選挙の告示日の２日前

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３８号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における草津市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和５８年草津市条例第２号）第１条の規定により設置するポスター掲示場の掲示区画の数を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

ポスター掲示場の区画数　　８区画

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第３９号

令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙において、草津市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和５８年草津市条例第２号）第１条の規定により設置するポスター掲示場に公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１４３条第１項第５号のポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

ポスターを掲示することができる日
令和８年１０月１１日
（ただし、公職選挙法第８６条の４による候補者届の受理後とする。）

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第４０号
　令和８年１０月１８日執行の草津市長選挙における開票事務は、選挙会事務に併せて行う。
　　令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第４１号
　令和８年１０月１８日執行の草津市長選挙における選挙会の日時および場所を次のとおり定める。
　　令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

選挙会の開催日時　　令和８年１０月１８日　午後９時１５分
選挙会の開催場所　　草津市草津三丁目１３番３０号
草津市役所２階　特大会議室

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第４２号
　令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第８１条の規定に基づき告示する。
　　令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

選挙長
　　草津市芦浦町２４１番地１
　　木　村　辰　己

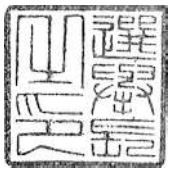
選挙長の職務を代理すべき者
　　草津市西渋川一丁目５番８号
　　中　村　　孝

（令和８年９月１日掲示済み）

草選委告示第４３号
　令和８年１０月１８日執行予定の草津市長選挙における選挙長の公印を次のとおり定める。
　　令和８年９月１日

草津市選挙管理委員会
委員長　木　村　辰　己

選挙長の公印



（令和８年９月１日掲示済み）